

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松 本 市 松 本 市 長 臥 雲 義 尚



一 宮 市 一 宮 市 長 中 野 正 康



函	館	市	函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	將	人
青	森	市	青	森	市	長	小	野	晃	彦
八	戸	市	八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積	孝	志
山	形	市	山	形	市	長	佐	藤	萬	弘
福	島	市	福	島	市	長	木	幡	敏	浩
郡	山	市	郡	山	市	長	品	川	裕	里
い	わ	市	い	わ	市	長	清	水	栄	男
盛	岡	市	盛	岡	市	長	谷	藤	一	明
宇	都	市	宇	都	市	長	佐	藤	努	一
越	宮	市	越	宮	市	長	高	橋	善	明
川	谷	市	川	谷	市	長	川	合	信	夫
川	越	市	川	越	市	長	奥	ノ	木	徹
船	口	市	船	口	市	長	松	戸	克	明
横	橋	市	横	橋	市	長	上	地	浩	靖
水	賀	市	水	賀	市	長	高	橋	賢	保
柏	戸	市	柏	戸	市	長	秋	山	孝	龍
前	橋	市	前	橋	市	長	山	本	雅	治
高	崎	市	高	崎	市	長	富	岡	之	志
八	子	市	八	子	市	長	石	森	新	義
富	山	市	富	山	市	長	森	野	雄	一
金	沢	市	金	沢	市	長	山	村	久	雄
福	井	市	福	井	市	長	東	口	正	直
甲	府	市	甲	府	市	長	樋	藤	由	崇
長	野	市	長	野	市	長	加	橋	康	浩
岐	阜	市	岐	阜	市	長	柴	井	剛	史
豊	橋	市	豊	橋	市	長	浅	根	桂	隆
岡	崎	市	岡	崎	市	長	中	田	慶	右
高	槻	市	高	槻	市	長	濱	見	圭	輔
枚	方	市	枚	方	市	長	伏	松	義	二
八	尾	市	八	尾	市	長	大	瀬	秀	和
寝	川	市	寝	川	市	長	広	藤		泰
吹	田	市	吹	田	市	長	後	田		
東	阪	市	東	阪	市	長	野	元		
姫	路	市	姫	路	市	長	清			



和歌山市	和歌山市	長	尾花正啓
大津市	大津市	長	佐藤健司
豊明市	豊明市	長	長内繁樹
西宮市	西宮市	長	泉登志郎
奈良市	奈良市	長	石井川げん
尼崎市	尼崎市	長	仲村和義美
鳥取市	鳥取市	長	稲澤浦正義彦
松江市	松江市	長	深松伊東正香敬
倉敷市	倉敷市	長	伊新原芳直織明
呉市	呉市	長	新田晋太郎
福山市	福山市	長	枝前西秀克仁
下高松市	下高松市	長	大野岡田上長樹一
松高市	松高市	長	岡田朝佐戸下大城
長佐市	長佐市	長	朝佐戸下大城
大宮市	大宮市	長	佐戸下大城
宮鹿市	宮鹿市	長	戸下大城
久那市	久那市	長	下大城
那市	那市	長	大城

協定締結権者

豊田市長

豊田市長

太田稔

